

**革新的技術創造促進事業（事業化促進）  
公募要領**

**平成26年8月**

**独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）**

# 目 次

ページ

1	事業概要	1
2	公募の対象とする試験研究分野等	2
3	応募要件等	6
(1)	資格要件	6
(2)	研究代表者等に関する要件	7
(3)	その他の要件	7
4	応募から委託契約前までの流れ	7
5	応募手続きについて	8
(1)	応募方法	8
(2)	応募受付期間	8
(3)	応募書類	8
(4)	応募に当たっての注意事項	8
6	採択研究機関等の選定	9
(1)	選定方法	9
(2)	審査基準	9
(3)	審査の手順	10
7	選定結果等の公表・通知	10
8	委託契約の締結	11
(1)	委託契約の締結	11
(2)	翌年度以降の取扱い	11
9	委託契約上支払対象となる経費	11
(1)	委託経費の対象となる経費	11
(2)	研究費の翌年度への繰越し	13
(3)	購入機器等の帰属及び管理	13
10	試験研究の運営管理	14
(1)	試験研究の進行管理	14
(2)	研究成功認定	14
11	研究の終了・中止後の研究費の扱い及び研究成果の取扱い	14
(1)	研究成果報告書等	14
(2)	研究成功認定のための報告	15
(3)	委託費の返済	15
(4)	研究成果の発表	15
(5)	研究成果の帰属	15
(6)	特許権等の管理	16
(7)	研究成果に係る秘密の保持	17
12	試験研究計画の評価	17
(1)	試験研究計画の評価	17
(2)	試験研究計画の追跡調査	17
13	不合理な重複及び過度の集中の排除	17
(1)	応募書類への記載	17
(2)	不合理な重複及び過度の集中に該当する場合	18

1 4	研究費の不正使用防止のための対応	18
(1)	不正使用防止に向けた取組	18
(2)	不正使用等が行われた場合の措置	19
1 5	虚偽の申請に対する対応	20
1 6	研究活動の不正行為防止のための対応	20
(1)	不正行為防止に向けた取組	20
(2)	不正行為が行われた場合の措置	21
1 7	個人情報の取扱い	21
1 8	中小企業の支援（中小企業技術革新制度：S B I R）	22
1 9	動物実験等に関する対応	22
2 0	「国民との科学・技術対話」の推進	22
2 1	問合せ先	23

## 革新的技術創造促進事業（事業化促進）公募要領

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）は、農林水産省の施策等を踏まえつつ、民間企業、大学、独立行政法人、都道府県の公設試験場等による生物系特定産業技術<sup>（注）</sup>に関する試験研究を支援しています。

生研センターは、平成25年度補正予算で措置された「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」のうちの「民間企業の活力や異分野の革新的な技術を活かした技術開発」及び平成26年度予算で措置された「革新的技術創造促進事業」を、国から交付された運営費交付金により実施することを予定しており、本事業で「民間活力を活用した事業化の促進」の実施（公募課題の受託）を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業は、民間企業等において行われる優れた生物系特定産業技術の事業化に向けた試験研究の提案に対して委託事業として支援し、画期的な技術開発及びその成果の普及を図ることを目的としています。

（注）生物系特定産業技術とは、農林水産業、飲食料品製造業等に属する事業に関する技術であって、その開発に当たり生物の機能等に密接に関連する研究を必要とするものです。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

### 1 事業概要

本事業は、生研センターが農林水産省からの運営費交付金を受け、生産現場や民間の技術開発ニーズ及び消費者ニーズに基づき、優れた生物系特定産業技術の事業化に向けた研究開発を行おうとする民間企業等にその実施を委託し、その成果の製品化・新事業の創出を促進しようとするものです。

本事業において実施する課題は、広く民間企業等に対し、「公募対象となる試験研究」について公募し、外部有識者等で構成される評議委員会における評価を行った上で委託する研究機関を選定し、提案者との間で委託契約を締結して試験研究を委託します。研究期間は原則3年以内であり、研究費は1課題当たり年間1億円以内とします。

本事業の成果たる特許権等の知的財産権については、一定条件の下に受託者に帰属させる方式としています。

また、本事業においては、研究開発終了後に行う評価において成功と判定した場合、委託費総額の100%、不成功と判定された場合は、委託費総額の10%を生研センターに返済していただく仕組みとしていますので、公募に当たってはこの点を十分に理解した上で応募願います。

それぞれの条件等詳細については、以下の該当する項目を参照してください。

## 2 公募の対象とする試験研究分野等

本事業は、農林水産業・食品産業界の技術開発ニーズや消費者ニーズ等に基づき農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するために必要な生物系特定産業技術に関する事業化に向けた試験研究であって、生産又は製造現場への移行等、事業化・製品化の目処がたっている段階の試験研究を対象とします。

対象となる研究分野は、農林水産研究基本計画（平成22年3月30日農林水産技術会議事務局決定）に基づき、かつ平成25年度末に全国のコーディネーターを通じて行われた調査において回答があった研究シーズ、研究ニーズを例として以下の研究分野を対象とします。

ただし、下表中の「事業化促進研究の例」については、あくまで事例であり、記載されている以外の研究課題の応募が否定されるものではありません。

公募対象研究分野	左記に該当する事業化促進研究の例
1 農林水産業の生産性向上と低コスト化 (1) 農業 ①土地利用型作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場での作業回数の低減、作業の高速化等に資する省力栽培技術（機械等）</li> <li>・畦畔管理や水管理を省力化する資機材、工法</li> <li>・原料や（作業の）利便性を改良した低コスト資材（肥料、農薬等）</li> <li>・耐久性、汎用性等を高めた低価格農機、施設</li> <li>・省力化栽培技術（個別要素技術に限る）</li> </ul>
②畑作物（施設園芸含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用収穫機械</li> <li>・施設園芸における局所加温機器</li> <li>・低価格の植物工場用センサー</li> <li>・施設園芸における太陽光利用の蓄熱設備</li> <li>・薬用作物を効率的に栽培するシステム</li> <li>・地下埋設型イチゴ生産プラント</li> </ul>
③果樹・茶等永年作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪冷熱を利用した北方系小果樹（ハスカップ、ブルーベリー等）の収穫期延長技術</li> <li>・マイナー果樹の有効活用</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹栽培における育果袋の自動被服装置</li> <li>・温暖化に対応した醸造用ブドウ品種の導入</li> <li>・新しい技術（光照射、非破壊、低温管理等）を用いた果樹生産</li> <li>・廃熱の再利用等による省エネ型茶加工ライン</li> </ul>
④作物共通技術（植物保護、鳥獣被害低減、温暖化対応、環境保全等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水灰の肥料化</li> <li>・安全で効率的な捕獲技術の開発（高効率ワナ、止めさし機材の開発等）</li> <li>・高効果のある誘引剤、忌避剤等の開発及び低コスト化</li> </ul>
(2) 畜産業 ①飼料生産	
②繁殖性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放牧酪農と搾乳ロボットを組み合わせた省力化技術の開発</li> <li>・乳房炎の早期診断技術</li> <li>・繁殖供用率及び受胎率の向上技術の開発</li> <li>・繁殖雌牛増頭に向けた双子生産技術の開発</li> <li>・肉用牛の1年1産に向けた戸別繁殖構造の早期診断システム</li> </ul>
③家畜重要疾病対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなワクチンの開発</li> </ul>
④周辺環境、飼育環境向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜生産における臭気対策</li> </ul>
(3) 林業 ①多様な森林の整備、資源管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹材の資源化及び放置竹林の適正な管理</li> </ul>
②林業・林産物の効率的生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キノコの高機能性化と低環境負荷の栽培技術</li> <li>・消費者ニーズに対応した多様なキノコ子実体の形成技術</li> <li>・成長のよい花粉症対策品種の選抜と育種</li> </ul>
(4) 水産業 ①漁場環境保全と水産資源持続的利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域生態系管理の観点に基づく藻場・干潟環境改善技術</li> </ul>
②革新的養殖技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低魚粉代替タンパク養魚飼料</li> <li>・漁場環境保全機能がある養魚飼料の開発（有用細菌の利用）</li> <li>・赤潮・貝毒プランクトンのシストの除去装置</li> <li>・水産養殖用経口ワクチン</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス発電利用等コスト低減を実現する閉鎖循環式陸上養殖技術</li> <li>・タコの完全養殖技術</li> </ul>
③効率的漁業生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動漁業機械による省人・省エネ型沿岸漁業（大型定置網、魚類養殖等）</li> <li>・コストを低減した活魚輸送技術</li> </ul>
2 新たな需要創出 (1) 食品の機能性活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米や米糠を活用した健康機能加工食品</li> <li>・輸出拡大を目指した特徴のある米を活用した機能性のある日本酒製造</li> <li>・摘果果実を活用した健康機能加工食品開発</li> <li>・廃棄キノコの廃棄部分を機能性の観点から有効活用</li> </ul>
(2) ブランド化・高付加価値化 ①品質評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非破壊評価技術の開発</li> <li>・食肉のおいしさに関する検査系の確立</li> <li>・画像解析技術による枝肉評価機器の開発</li> </ul>
②高品質農林水産物、畜産物、きのこ、水産食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の森の香りを地域特産物にする（間伐材の活用等）</li> <li>・養殖魚類の肉質の改良が可能な飼料の開発</li> <li>・水産物のブランド化・高付加価値化を促進する鮮度・食味評価技術</li> <li>・薬効成分をもつ農林産物の施設栽培システム</li> </ul>
(3) 農林水産物・食品加工 ①加工利用（新たな食品素材、形態等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米ゲルなどを利用したアレルギーフリー食品等</li> <li>・高齢者等の咀嚼困難者用食品といった医療・介護食品</li> <li>・食感や飲み心地がよい飲料品</li> <li>・伝統野菜の有効活用</li> <li>・食欲調節食品（食欲抑制食品、食欲促進食品）</li> </ul>
②食品の品質保持、安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米麦等の貯蔵技術（乾燥技術や冷却技術など）の開発と商品化</li> <li>・旨味やコクといった食味の定量的評価手法</li> <li>・輸出用の鮮度保持パッケージ、鮮度保持梱包、鮮度保持コンテナ等</li> <li>・食品加工製造現場等におけるノロウイルスの安価な簡易検査技術</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギータンパク質を含まない農産物加工技術</li> <li>・フードディフェンス関係技術（動線のリアルタイム解析等）</li> <li>・輸出水産物（養殖ブリやマグロ等）の長期保存・変色防止技術</li> <li>・水産物における貝毒の迅速かつ簡便な測定技術</li> </ul>
③新たな技術を用いた生産・食品加工システム（光応答等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖現場で活用できるLED光による成長促進システム</li> <li>・新しい技術（光照射、非破壊、低温管理等）を用いた果樹生産（再掲）</li> </ul>
(4) 農林水産物の生物機能等を活かした高機能素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多能性幹細胞（iPS・ES）を作成するために必要なタンパク質等を植物から安価かつ安定的に生産</li> </ul>
3 農林水産業分野共通技術 (1) ICT、センシング、自動化技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人農家向けのコンパクトな生産工程管理・経営管理システム</li> <li>・ICTを活用した気象予測に基づく安定的な生産管理</li> <li>・果樹栽培における育果袋の自動被服装置（再掲）</li> <li>・自動農作業機械（安価、省力化、軽労化、自動化）</li> <li>・食肉処理施設における処理工程の自動化</li> <li>・障害者の農業・加工品分野での就労を可能とする加工機器、補助器具</li> <li>・人工衛星情報やICTを高度利用した低コストで効率的な漁業生産技術</li> <li>・水産物の輸出促進や魚食普及に向けたICTを活用したマーケティング・流通技術</li> </ul>
(2) 省エネ生産管理技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃油高騰に対応する低燃費型農作業機械（又は漁船等）</li> <li>・再生可能エネルギーを活用したスマート漁村設備</li> <li>・施設園芸における太陽光利用の蓄熱設備（再掲）</li> <li>・廃熱の再利用等による省エネ型茶加工ライン（再掲）</li> </ul>
(3) バイオマス活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定枝由来の活性炭などの空気清浄機専用フィルター等への活用に関する研究開発と</li> </ul>



	商品化 ・バイオリファイナリーによる木質資源の活用 ・地域廃棄物を有効活用（飼料や加工品等） ・国内の安価な未利用資源（家畜糞尿、バイオマス等）を活用した肥料化 ・地域資源の活用による再生可能エネルギー等の利活用技術（藻養殖等） ・未利用果実葉の多目的利用 ・畜産糞尿由来のバイオメタンの発電以外の用途開発 ・メタン発酵残渣（消化液）の効率的利用技術
4 その他農林水産研究分野	

### 3 応募要件等

応募する研究機関は以下の要件をすべて満たすことが必要です。

#### (1) 資格要件

次の①から⑤までの要件を満たすことが必要です。

- ① 民間企業、技術研究組合、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、協同組合等の研究機関（※1）であること。（※2）

※1 研究機関とは法人格を有する機関であって、「研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有していること」、「知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること」の2つの条件を満たすものを指します。ただし主に研究を行う機関として独立している必要はなく、民間企業等の一部で研究を行っている場合であってもこれを研究機関とします。

※2 試験研究を複数の研究機関が実施しようとする場合でもコンソーシアムとしての応募・契約はできません。応募は研究グループの場合であれば研究代表機関が行っていただき、採択後の生研センターとの契約も研究代表機関のみが行っていただきます。研究グループ内の他の研究機関にはその受託機関から再委託を行っていただきます。ただしこの場合、試験研究の一部（50%以上）又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。また、再委託を行おうとする場合は事前に委託事業再委託申請書を提出いただき、生研センターの承諾を得る必要があります。

- ② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。  
 （提案書提出時に競争参加資格を有していない者は、公募課題に係る

審査委員会の開催（平成26年9月中旬を予定）までに競争参加資格の申請を行うとともに、競争参加資格を概ね契約前の平成26年9月30日までに取得してください。資格が取得できなかった場合は、採択が取り消しになります。

平成22・23・24年度に有効な資格をお持ちの方も、「更新」の手続きが必要です。詳しくは以下をご覧ください。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h25-yukoshikaku.html>)

研究機関が、平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分に有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ③ 委託契約の締結に当たっては、生研センターから提示する研究委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。
- ⑤ 研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

## (2) 研究代表者等に関する要件

研究代表者および研究分担者は、応募する研究機関に所属する研究者であって、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 応募課題に関する研究を適切に実施する能力を有し、研究期間を通じて応募課題に関する研究に責任を負うことができること。
- ② 生物系特定産業に関連する分野の研究を遂行し得る技術的・経済的能力と適切な経理事務の執行・管理体制を有する日本国内の研究機関に所属する常勤の研究者であって、研究期間を通して研究施設等の利用が確保されていること。

## (3) その他の要件

- ① 直近の過去において3期連続の債務超過になっていないこと。
- ② 参加機関又は研究代表者・研究分担者が、試験研究費の不適正な使用や試験研究上の不正などを行って、公的機関の競争的資金等への応募資格の喪失等の制限措置を受けていないこと。

## 4 応募から委託契約までの流れ

平成26年8月1日（金）	公募要領の公表・公示
9月1日（月）	研究計画提案書応募受付締切
9月8日（月）の週	研究計画提案書の面接審査
9月下旬	採択の決定・公表
9月下旬	研究計画ヒアリング開始
10月	契約締結

(注) スケジュールは、諸般の事情により変更することがあります。

## 5 応募手続きについて

### (1) 応募方法

研究代表者が研究機関の研究内容を取りまとめた上で、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<http://www.e-rad.go.jp>）を使用して、応募してください。

e-Radを利用するためには、研究機関及び研究者情報の登録が必要となります。

登録手続きには日数を要する場合がありますので注意してください。他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。（詳しくは、e-Rad担当窓口にお聞きください。）

応募の際には、e-Rad上で所属研究機関の事務代表者による応募情報<sup>(注)</sup>の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研センターに提出されませんのでご注意ください。

その他e-Radを使用するに当たり必要な手続きについては、e-Radを参照してください。

#### (注) 応募情報

e-Radでは、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報等及び生研センターが定めた応募様式に必要な事項を記載した試験研究計画提案書に含まれる内容を総称して「応募情報」といいます。

### (2) 応募受付期間

本事業への応募期間は、平成26年8月1日（金）14:00～26年9月1日（月）12:00までとします。e-Radの利用可能時間帯は次のとおりです。

平日、休日ともに 00:00～24:00

ヘルプデスク電話番号 0120-066-877（平日9:00～18:00）

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、e-Rad上にて予めお知らせがあります。

### (3) 応募書類

#### 研究計画提案書一式

研究計画提案書の作成に当たっては、本要領に従い、研究計画提案書様式1から16にご記入ください。提案書は日本語で作成してください。

### (4) 応募に当たっての注意事項

- ① 本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- ② e-Radを使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ③ 提出後の応募情報の修正には応じられません。

- ④ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤ 次の場合には応募は無効となりますので、ご注意ください。
  - ア 応募資格を有しない者が応募した場合
  - イ 応募情報に不備があった場合は修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
  - ウ 応募情報に虚偽が認められた場合

## 6 採択研究機関等の選定

### (1) 選定方法

委託予定先の選定は、外部有識者（大学、企業などの研究者等）等で組織する評議委員会において、(2)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては必要に応じて、応募者に、研究計画提案書のほかに別途追加資料等の提出等を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。なお、応募課題の利害関係者は、当該課題の審査から排除します。

また、評議委員の所属、氏名等は、委託先決定後、生研センターのウェブサイトで公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

### (2) 審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

- ① 農林水産業・食品産業等への貢献
  - 農林水産業・食品産業等が現在置かれている問題をよく理解・抽出し、提案する試験研究の実施により得られる研究成果の内容が、抽出した問題の解決に貢献するに十分なものであるか。
- ② 課題の把握・試験研究目標設定
  - 試験研究上解決すべき課題が完全かつ明確に把握されているとともに、解決すべき課題に対して数値目標をはじめとする具体的かつ十分な研究目標が設定されているか。
- ③ 完成度の高いシーズの保有
  - 提案時点において、事業化に向けての完成度の高い技術シーズ及び実用化段階の研究開発に必要な基本的特許等の知的財産権を有しているか。
- ④ 研究成功認定のための指標の設定
  - 研究終了後の研究費の扱いを決定するための、研究成功認定を判断するための指標等が妥当に定められているか。
- ⑤ 試験研究計画の妥当性
  - 試験研究の計画（手法・工程・期間など）は、試験研究終了時における試験研究目標の達成に向けて必要かつ適切なものとなっているか。効率的な経費の使用計画となっているか。

⑥ 試験研究実施体制の妥当性

試験研究目標の達成に向けて具体的かつ十分な研究実施体制（研究者の能力を含む。）、サポート体制が確保されているか。

⑦ 事業計画の妥当性

試験研究後の製品販売や事業化のための実行可能な計画（商品開発、市場の詳細調査と分析、販売戦略と販売体制の整備、必要な資金調達額等）が、作成されているか。

⑧ 収入見込み額算出根拠及び可能性

成功認定されることを前提として、委託費の返済が確実に行えるよう研究成果による収入見込額が、具体的な根拠に基づくシミュレーションで算出されているか。

⑨ 試験研究課題の優位性

競合技術・競合品が的確に分析・整理され、その解決策について具体的に提案がされており、結果として技術的優位性、経済的優位性等があるか。

⑩ 知財戦略体制の有無

重要な技術内容の特許化等、製品・サービスの市場競争力を高めるための適切な知財戦略を有しているか。

⑪ 財務状況

試験研究実施期間及びその後の事業実施期間における事業の継続が可能と判断できる財務状況となっているか。また、事業実施に必要な経営基盤・資金計画を有しているか。

(3) 審査の手順

審査は、書類審査及び面接審査の2段階で行う予定です。

① 書類審査

提案書をもとに生研センターが、3の応募要件に適合しているかの審査を行い、その結果に基づいて面接審査の対象とする研究機関を選定します。

② 面接審査

①で選定された研究機関について、評議委員会が研究代表機関の研究者等に対する面接審査を行い、採択候補研究機関を選定します。

③ 採択決定

生研センターにおいて、②の採択候補研究機関について重複応募等をチェックした上で最終的な採択機関を決定します。

7 選定結果等の公表・通知

書類審査及び面接審査における選定結果については、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった課題については、後日不採択理由等をお知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、委託予定先に採択された場合、すみやかに試験研究計画書等、必要な書類を作成し、提出していただきます。提出していただいた資料を基に、契約締結の可否を決定します。

この他、審査の過程等で、必要に応じて研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、試験研究計画書に反映して提出していただきます。生研センターが求める見直しが反映されない場合は、契約へは進めません。

## 8 委託契約の締結

### (1) 委託契約の締結

6 (1) により選定された者と、委託契約を締結します。

研究委託は、原則として研究終了年度までの複数年度契約とします。

また、翌年度の委託金額については、委託試験研究計画の評価等の結果を踏まえ、年度毎に決定し契約します。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

### (2) 翌年度以降の取扱い

平成27年度以降の試験研究計画は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとし、

ただし、10に後述する評議委員会における研究の進捗状況の点検及び試験研究計画の評価結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度、委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。

## 9 委託契約上支払対象となる経費

### (1) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

#### 1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

##### ① 人件費

本事業の試験研究計画に直接従事する研究代表者、研究員等の人件費。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

- ② 謝金  
研究機関の外部者等に対する講演、原稿の執筆等に対する謝金。
- ③ 旅費  
国内外への出張に係る経費。
- ④ 試験研究費
- ・ 機械・備品費  
本事業の試験研究計画で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、本事業の実施期間が3年間であることから、耐用年数が4年以上の機械・備品については、原則としてリースまたはレンタル方式（この場合の経費は「借料及び損料」になります。）により導入することとし、例外として購入が認められる機械等はリースやレンタルができない機械等とします。
  - ・ 消耗品費  
本事業の試験研究計画で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。
  - ・ 印刷製本費  
報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。
  - ・ 借料及び損料  
物品等の借料及び損料。
  - ・ 光熱水料  
研究施設等の電気、ガス及び水道水。
  - ・ 燃料費  
研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。
  - ・ 会議費  
委員会等の開催に係る会議費。
  - ・ 賃金  
本事業に従事する研究補助者等に係る賃金。
  - ・ 雑役務費  
物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。
- ⑤ その他必要に応じて計上可能な経費  
外国人招へい旅費・滞在費等。

2) 一般管理費

- 1) ④の試験研究費の15%以内。

3) 消費税等相当額

- 1) 及び2)の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

エフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、企業活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。特別な指定がない場合には、この考え方で記入してください。研究代表者及び研究分担者は、本事業の応募課題に対して、原則として50%以上のエフォートを確保していることが望ましいです。応募書類に記載されたエフォートが著しく低いと判断された場合、面接審査の際にその理由を伺うことがあります。

※3 直接経費に計上できるものは、試験研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合はご注意ください。

また、人件費及び賃金は本事業に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（本事業に係る勤務実態の管理）を行ってください。

さらに旅費については、出張内容と試験研究計画の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

(2) 研究費の翌年度への繰越し

複数年度にまたがる委託契約を締結した場合、委託試験研究の実施期間の範囲内で年度をまたいだ調達契約を可能としています。ただし、研究機器の納期が想定外の原因により遅延することとなり、年度内の納入が困難となった場合など特別の理由がある場合に限り、

(3) 購入機器等の帰属及び管理

受託者が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託試験研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託試験研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研センターへの返還の要否をお知らせすることとしています。

また、「購入した機器類等の物品」については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明記してください。



委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本事業によって製作した旨を明記してください。

## 1 0 試験研究の運営管理

生研センターは、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

本事業の運営管理は、以下のとおり実施します。

### (1) 試験研究の進行管理

生研センターは、本事業の開始に当たり、各試験研究計画の進行管理、関係行政機関等との調整等を行う責任者として、生研センターの担当理事が務めるプログラム・ディレクター（PD）を生研センター内に設置します。

試験研究計画の進行管理については、試験研究計画ごとに、農林水産分野及び関連分野の専門的知見等を有するプログラム・オフィサー（PO）を配置して行います。

受託者はPD、POの指導のもと連携を図りながら、研究の進捗状況の整理、試験研究計画案の作成等に協力してください。

POは研究代表者から提出される報告書等及び必要に応じて行う聞き取り調査をもとに、当該研究が試験研究計画書の内容及び条件に従って確実に実行されているかどうかの調査を行い指導します。評議委員会が取りまとめを行って試験研究計画の見直しに反映することがあります。

### (2) 研究成功認定

POは研究終了後も研究代表者から研究成果の事業化に関する情報等について調査を行います。

生研センターはこの調査結果等に基づき、開発終了後1年以内の適当な時期に、評議委員会による事後評価を実施します。

事後評価時において、研究結果の成功不成功の判定を行います。成功と判定されたものは認定を受けます。

なお、成功不成功のどちらの場合も、その判定結果については、受託者名とともに生研センターウェブサイトにおいて公表いたします。

## 1 1 研究の終了・中止後の研究費の扱い及び研究成果の取扱い

### (1) 研究成果報告書等

受託者は、研究期間中毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研センターに提出していただきます。

また、受託者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、委託期間中、毎年度末に生研センターに提出していただきます。

## (2) 研究成功認定のための報告

研究終了から1年以内に10(2)の研究成功認定のための報告を、生研センターに行っていただきます。

## (3) 委託費の返済

委託費については10(2)の研究成功認定の結果に応じて、次の①から③のように生研センターに返済等を行っていただきます。

### ① 研究成功の場合は委託費を全額返済していただきます。

返済方法は、研究成功認定後10年以内の均等年賦返済(無利子)又は一括返済となります。

返済に関わる担保については、不動産、有価証券又は銀行等による連帯保証のほか、委託費の1/2を上限に開発中に出願した特許等の知的財産権を充当することも可とします。この場合、成功認定日以降1年以内に成果実施のための契約を締結することを条件とします。

### ② 研究不成功の場合は委託費の10%を一括返済していただきます。

残りの90%については返済を求めません。ただし、試験研究費の例外として取得した設備等がある場合には、上記の返済10%に加えてその物件の生研センターの基準により算定した評価額を支払っていただきます。

### ③ 経営方針変更など受託者の都合で研究を中止する場合、生研センターが支出した委託費について、原則として全額一括返済していただきます。

## (4) 研究成果の発表

受託者は研究期間中だけでなく、研究終了後も研究成果をもとにした製品等の広告を積極的に行うとともに、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、試験研究計画に係る活動又は成果の公表を行っていただきます。ただし、これらの広告・広報等を行う場合には、事前にその概要を生研センターに協議してください。また、公表に当たっては、本事業の試験研究計画に係る活動又は成果であることを明記してください。

## (5) 研究成果の帰属

受託研究により発生した特許権等については、産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)の趣旨を踏まえ、以下の①~④の条件の遵守を約する確認書を研究委託契約後に提出することを条件に、受託者に帰属させることとします。ただし、生研センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研センターに許諾していただきます。

### ① 成果が得られた場合には、遅滞なく生研センターに報告すること。

### ② 生研センターが、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該特許権等は無償で利用する権利を、生研センター又は生

研センターが指定する者に許諾すること。

- ③ 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合に、特に必要があるとして生研センターが要請する場合、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次に規定する場合を除き、あらかじめ生研センターの承認を受けること（ただし、次に規定する場合には、事前の承認は要しないが、当該特許権等の譲渡又は許諾を行ったことを生研センターへ報告すること）。
  - ア 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合
  - イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合
  - ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

#### （6）特許権等の管理

特許権等については、次の事項についてもご留意願います。

- ① 本事業は、国からの運営費交付金による委託研究であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど、不相当と判断される場合には、（5）により研究成果に係る特許権等を受託者に帰属させることができません。また、受託者が（5）の条件を満たさない場合も研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。
- ② 本事業の研究成果によって得られた特許権等については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）に基づき、対応することとします。（詳しくは、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/2013/pdf/sisin\\_ets\\_03.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/pdf/sisin_ets_03.pdf) をご覧ください。）
- ③ 特許法では、発明者が特許を受ける権利を有していますが、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という）の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就

業規則等で定めておくこと。)を認めています。

委託先において職務発明規程等が定められていない場合は、生研センターへの研究成果の譲渡や実施権の許諾等に不都合が生じますので、速やかに整備をしてください。

- ④ 出願前に研究成果を公開した場合、新規性が失われ特許権等を受けることができなくなることがありますので、くれぐれもご注意ください。

## (7) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に係る研究成果は、生研センターが受託者に帰属させるものと判断するまでは、契約終了後、生研センターに帰属します。このため生研センターが受託者に帰属させると判断するまでは、本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。得られた研究成果を基にした研究等を別途実施する際には事前にご相談ください。

## 1.2 試験研究計画の評価

### (1) 試験研究計画の評価

生研センターは、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構競争的資金事業実施規程」(平成15年10月1日付け15規程第73号)及び「革新的技術創造促進事業評価実施要領(後日策定)」に基づき、試験研究計画の評価を実施します。

### (2) 試験研究計画の追跡調査

追跡調査は、得られた研究成果の普及・活用状況について、研究成功認定から指定した期間の後に実施する予定としています。受託者はこの追跡調査が行われた場合は、必要な資料の作成等に必ず協力してください。

## 1.3 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複(※1)及び過度の集中(※2)の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ) [http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/2011/pdf/sisin\\_etc-05.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf) に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

### (1) 応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等(他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。)の状況(制度名、試験研究計画名、実施期間、研究予算額及びエフォート(研究専従率))を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実

と異なる記載をした場合は、試験研究計画の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

## (2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対し同時に応募があり、重複して採択された場合・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合・当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

## 1.4 研究費の不正使用防止のための対応

### (1) 不正使用防止に向けた取組

研究委託契約に基づき行われる研究活動には、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）にのっとり、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

[http://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/kanrikansa\\_guideline.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/kanrikansa_guideline.pdf) が適用されます。受託者は、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行う必要があります。

なお、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、ご

承知おきください。

取組の一環として、生研センターにおいては、本事業の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行していただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時には、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にさせていただきます。
- ② 適正な経費執行の確認・指導のため、必要な報告を求めること及び調査を行うことがあります。

## (2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
  - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
  - イ ア以外による場合
    - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
    - b a及びc以外の場合：2～4年間
    - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので下記をご覧ください。

[http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan\\_pro/2013/pdf/huseisiyouga.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/pdf/huseisiyouga.pdf)

#### 1 5 虚偽の申請に対する対応

事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を委託先である研究代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記 1 4 (2) の不正受給を行った場合と同様の措置が採られます。

#### 1 6 研究活動の不正行為防止のための対応

##### (1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成 1 8 年 2 月 2 8 日総合科学技術会議決定）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日付け 1 8 農会第 1 1 4 7 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）にのっとり、「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日付け 1 8 農会第 1 1 4 8 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。本事業で実施する研究活動には、これらのガイドライン等が適用されます。各機関においては、ガイドラインに基づいて、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

（※農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> をご覧ください。）

## (2) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 不正行為に関与したと認定された者については、その不正行為の程度により、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

## 1.7 個人情報取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択機関の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択機関に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm))

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の試験研究計画に関する情報（試験研究計画名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース<sup>(注)</sup>」へ提供されます。

(注) 政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術会議が各種情報を



一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

## 1 8 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：S B I R）

本事業は、「中小企業技術革新制度（S B I R）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます。

- ① 本事業の交付を受けて行う研究開発事業の成果における、発明特許に関する特許料、審査請求料の減免措置
- ② 新事業開拓保険制度による債務保証枠の拡大及び担保と第三者保証人が不要な特別債務保証枠の措置
- ③ 日本政策金融公庫による低利での特別融資
- ④ 中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大
- ⑤ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例に基づく小規模企業設備資金制度の貸付金額及び割合の拡充（平成27年度まで）
- ⑥ 公共調達における入札参加機会の拡充
- ⑦ 「SBIR特設サイト」における研究開発成果や事業PR情報の掲載

なお、SBIR特設サイトについては、現在、研究人材とのマッチング支援等のため外部サイト（「J-GLOBAL」、「JREC-IN」との連携を進めています。

これら中小企業技術革新制度（S B I R）についての説明等は、SBIR特設サイトをご覧ください。

(<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html>)

## 1 9 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※については、農林水産省のホームページ

([http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/tuti/t0000775.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html)) をご覧ください。)

## 2 0 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に

係る基本的取組指針※に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

(例)

- ・生産者、消費者、関係業界等への幅広い研究成果情報の発信
- ・小・中・高等学校の理科事業での特別講演
- ・地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ・大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度提出する研究成果報告書に記載してください。その結果は評価対象となりますのでご承知ください。

(注)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議)

研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置づけ、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

また、「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とすることとなっています。

(※については、内閣府ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)をご覧ください。)

## 2.1 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外のお問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

なお、お問い合わせいただく場合はメールにてお願いします。

### 記

- 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター(生研センター)  
民間研究課 担当者：西野、増田

E-mail [zigyouka@ml.affrc.go.jp](mailto:zigyouka@ml.affrc.go.jp)

住 所 〒331-8537

埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

(<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html>)

T E L : 0 4 8 - 6 6 9 - 9 1 8 1

F A X : 0 4 8 - 6 6 6 - 9 2 6 7

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土、日、祝日を除く。）

## 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

### 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

#### （1）ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のポータルサイトへアクセスするには、Webブラウザで「<http://www.e-rad.go.jp/>」にアクセスします。ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

#### （2）システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

システムの利用時間：平日、休日ともに00:00～24:00

ヘルプデスク電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）

ヘルプデスク受付時間：平日9:00～18:00

（平成26年7月31日現在。時間については、今後、変更する可能性がありますので、e-Radのポータルサイト「システムのサービス時間」  
<http://61.209.237.101/terms/support/index.html>にて御確認ください。）

### 2 応募受付期間について

平成26年8月1日（金）14:00～平成26年9月1日（月）12:00

### 3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）。

※ 所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。

※ 研究機関の登録は、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

### 4 提案書の作成について

#### （1）応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、農林水産省のホームページ又はポータルサイトの「現在募集中の公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成します。

## (2) 提案書のPDFファイルの作成

e-Rad若しくはスキャナー等でPDF形式のファイルに変換してください（10MB以内。白黒でも可。）。

## 5 応募情報の登録について

### (1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者向けマニュアル  
(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)」及び本資料
- ② 提案書と提案書のPDFファイル
- ③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号
- ④ 各研究者の平成26（2014）年度、27（2015）年度及び28（2016）年度の予算額（直接経費（総額）及び一般管理費（総額））

### (2) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究開発責任者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します（共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。）。システムでの公募名は、「革新的技術創造促進事業（事業化促進）」です。なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

### (3) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

生研センターへ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、生研センターへ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>) を御覧ください。

## 6 その他

### (1) 提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、生研センターへ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されま  
す。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ポータルサイトの「最新のお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力

等を行ってください。

(2) 応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究開発責任者は、応募の内容について生研センターの担当者から問合せを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。